

旭川市カラス対策型ステーション及びごみ散乱防止用ネット貸与要綱

(目 的)

第1条 ごみの適正排出や美化活動に向けた地域の取組を支援し、カラス等によるごみの散乱被害が著しいごみステーションを利用する町内会等に対して、カラス対策型ステーション及びごみ散乱防止用ネット（以下「ネット等」という。）を貸与することによって、ごみステーションの清潔保持及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

(対 象)

第2条 ネット等を使用することで、ごみの散乱被害の防止が見込まれ、かつ適正に管理ができる町内会等とする。

(貸与基準)

第3条 ごみステーション1箇所につき1個（1枚）を貸与する。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

2 前項の規定による貸与は、予算の範囲内で作成する数を限度とする。

(申 込)

第4条 貸与を希望する町内会等は管理責任者を定め、カラス対策型ステーション及びごみ散乱防止用ネット貸与申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(貸与通知)

第5条 市長は、ごみステーションの形態や排出状況、管理状況等を確認し、貸与することを決定したときは、カラス対策型ステーション及びごみ散乱防止用ネット貸与通知書（様式第2号）により、町内会等に通知するものとする。

2 前項の規定による通知をしたときは、速やかにネット等を貸与するものとする。

(管理責任者の責務)

第6条 管理責任者の責務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 使用状況を把握し、ごみステーションを利用する者と協力を図りながら、適正な管理に努めなければならない。
- (2) 盗難、紛失、破損又は強風による事故等が発生しないよう、適正な保管管理を行うこと。
- (3) ごみの収集時以外は、折りたたむなど歩行者等の通行に支障がないようにすること。
- (4) 目的外に使用し、転貸し又は譲渡しないこと。
- (5) 盗難、紛失又は破損があった場合は、速やかに連絡すること。
- (6) 使用に際して生じた事故及び損害などについては、全て自己の責任において処理すること。
- (7) 管理できなくなった場合又は不要となった場合は、速やかに市長に返納すること。

(返 納)

第7条 各号のいずれかに該当すると認めるときは、ネット等を返納させることができる。

- (1) 返納を申し出たとき。
- (2) 目的外に使用したとき。
- (3) その他、この要綱に違反したとき。

2 第6条第5号の盗難、紛失等又は破損の原因が町内会等の管理に帰する事由であることが明らかな場合は、貸与したものと同等品のものをもって返納させることができるものとする。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。